【各種届けについて】

確認申請を要する建築物		
建物分類	建築確認を必要とする場合	規模
1 号	(劇場・映画館・演芸場)・観覧場・(公会堂・集会場) 病院(収容施設ある診療所・児童福祉施設)・養老院・共同住宅・(ホテル・旅館)・(下宿・寄宿舎) 学校・(体育館・ボーリング場・スポーツ練習場・(博物館・美術館・図書館) (百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗>10㎡)展示場・遊技場・(キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー)・舞踏場・公衆浴場・飲食店・(待合・料理店) 倉庫 自動車車庫・自動車修理工場(映画スタジオ・テレビスタジオ)	左記用途に供する 部分の床面積の合 計 > 100 ㎡
2 号	木造の建築物	階数≥3 又は延 面積>500㎡ 高 さ>13m若くは軒 高>9m
3 号	木造以外の建築物	階数≥2 又は延 面積>200 ㎡

上記以外の建築物で、10 ㎡以上の建築物の新築、増築、改築、移転については、**工事届**が必要です。

(10 m²以内の増築、改築、移転は届不要)